

鹿児島県奄美市等における局地的大雨に係る一部負担金減免について

1. 減免等に関わる保険番号マスタについて

- 960 減額（割）
- 961 減額（円）
- 962 免除
- 963 支払猶予

※ 961減額（円）については、制度の取り扱いに不明確な部分がある為、
入力不可としています。

959 災害該当

※ 災害該当である場合は、患者登録において、公費欄への登録を行って下さい。
（災害該当か否かを判断する為）
未登録の場合は、災害非該当とみなしますのでご注意下さい。

2. 患者登録について

対象者については、患者登録画面で公費欄に該当保険番号を登録します。
尚、この保険番号は保険組み合わせの対象外となります。
（適用期間については要確認）

960減額（割）の入力例

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	960 減額（割）		H22.11.1 ~ 9999999
	959 災害該当		H22.11.1 ~ 9999999

960減額（割）は、所得者情報において減額の割合を入外別に入力します。

外来減額（%） 0～100

入院減額（%） 0～100

5割減額の入力例

公費負担額								
番号	公費種別	適用開始日	適用終了日	番号	適用開始日	適用終了日	外来減額（%）	入院減額（%）
1	減額（割）	H22.11.1	9999999	1	H22.11.1	9999999	50	50

9 6 2 免除の入力例

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	962 免除		H22.11. 1 ~ 9999999
	959 災害該当		H22.11. 1 ~ 9999999

3. 負担金計算について

- 9 6 0 減額（割） → （医療費部分）割合に応じて患者負担計算
 9 6 2 免除 → （医療費部分）患者負担なし
 9 6 3 支払猶予 → （医療費部分）患者負担なし

4. レセプト・レセ電・社保診療報酬請求書の取り扱いについて

<鹿児島県の医療機関、平成22年10月診療分～>

（注）終期が不明の為、仮で平成23年3月診療分までとします。

1) <レセプト欄外上部の記載>

- （ア）保険者が特定出来ない方 . . . 記載なし
 （イ）記号番号が確認出来ない方（（ア）を除く） . . . “（不詳）”と記載
 （ウ）減免対象者（（ア）（イ）を除く） . . . “（災1）”と記載

※ “（不詳）”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)1社 平成22年11月分 県番46 医コ1234566 (不詳)

※ “（災1）”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)1社 平成22年11月分 県番46 医コ1234566 (災1)

2) <レセ電データの記録>

上記のアイウ該当分は、レセ電データの記録対象外とする。（レセプトでの提出）

3) <社保診療報酬請求書の集計>

上記のアイウ該当分と非該当分に分けて集計を行う。
 該当分は、“（未確定分）”と記載する。

※ “（未確定分）”の記載例

平成22年11月 分 診療報酬請求書(医科・歯
別記殿

その他のレセ

(未確定分)